

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

<https://www.hongohojin.or.jp/>

税務ニュース
No. 521
令和8年1月号

【目次】

- 2026年新年のごあいさつ —— 2~3
- Close Up Interview —— 4~5
- 賀詞広告 —— 6
- 令和7年度納税表彰 —— 7
- 中学生の「税についての作文」受賞作品 —— 7~9
- 税務署だより —— 10
- 都税事務所だより —— 11
- 法人会の「令和8年度税制改正に関する提言」 —— 12
- 健康コラム —— 13
- 法人会の活動 —— 14~15
- 「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞 —— 16



2026年

新年のご挨拶



新年おめでとうございます。

平素より本郷法人会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、社会経済情勢は多方面において大きな転換点を迎え、私たち企業経営者にとりましても、持続的な発展に向けた新たな視点と柔軟な行動が求められた一年でございました。そのような環境下にあっても、会員の皆様が互いに研鑽を深め、地域社会と産業の発展に寄与すべく真摯に取り組んでこられましたことに、心より敬意を表する次第であります。

当会におきましても、会員の皆様をはじめ、ご関係各位のご支援のおかげをもちまして、各種講演会・研修会・小学生を対象とした租税教室や税の絵はがきコンクールなど、諸事業を滞りなく実施することができました。本年も「いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会」の理念のもと、税知識の普及啓発・健全な企業経営の推進・地域社会への貢献という法人会の三本柱を、より一層確かなものとして参ります。

私自身を振り返りますと、昨年の会長就任以来、多くの方々とのご縁に恵まれ、様々な活動の場を与えられ、学びを重ねることのできました日々であります。

本年は丙午(ひのえうま)の年であります。勢いと活力が高まる年とされます干支にあやかり、さらなるご縁と多くの方々とのつながりが生まれ、会員相互の結束と学びの場が一段と充実するよう、役職員一同、誠心誠意努めて参る所存です。

結びに、新しいこの年が皆様にとりまして健やかで実り多い一年となりますよう祈念申し上げますとともに、本会への変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新春のご挨拶といたします。



(公社) 本郷法人会
会長
仲田 和人

令和8年の年頭に当たり、公益社団法人本郷法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、仲田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴会におかれましては、研修会や講演会の開催を通じて、正しい税知識の普及や適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与いただいているほか、租税教育や地域社会貢献活動にも尽力されておられます。心より敬意を表する次第でございます。

さて、間もなく令和7年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。スマートフォンでも操作しやすい画面となっているなど、令和6年分の申告では大勢の方が自宅等からのe-Taxによる申告を利用いただきました。

毎回のお願いとなりますが、会員並びに従業員の皆さまにおかれましては、引き続き、ご自宅等からのスマートフォンとマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告、振替納税を積極的にご活用いただきますようお願い申し上げます。また、周りでも確定申告をされる方がおられましたら、自宅等からのe-Taxによる申告をお勧めいただければ幸いでございます。

なお、本郷署では、昨年までは上野合同庁舎内(東京上野税務署)に申告書作成会場を開設しておりましたが、本年は2月16日から3月16日までの期間、築地の東京国税局1階に申告書作成会場を開設することとしております。

昨今、経済社会におけるデジタル化が急速な発展を遂げています。私ども国税当局におきましても、引き続き税務行政のデジタル化の取組を更に深化させるとともに、税務を起点とした社会全体のデジタル化を推進していく所存でございます。

本年もe-Taxやキャッシュレス納付の更なる利用促進に努めてまいりますので、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人本郷法人会の益々のご発展と会員の皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



本郷税務署長
柳田 啓市

新年あけましておめでとうございます。

本郷法人会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

仲田会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、地域社会の発展にご尽力いただき、また、日頃から文京区の税務行政に多大なご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

日本経済は緩やかな景気回復が続く一方、引き続き物価高騰や労働市場における人手不足などが見込まれ、依然として予断を許さない状況にあります。こうした社会経済状況が変化する中でも、区民の安全・安心な暮らしを守るため、様々な世代への施策を的確に展開していく必要があります。今後とも、限られた財源の中で、複雑化・多様化する行政課題に効率的かつ効果的に対応していくため、庁内の連携を強化するとともに、職員の柔軟な発想と創意工夫で業務の幅を広げ、行政としての対応力を高めることにより、行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めてまいります。全ての区民の皆様が安心して住み続けられる、活力あふれる地域社会を築けるよう、全力を尽くしていく所存です。そのためにも、貴会との連携・協力が極めて重要であると考えておりますので、皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、貴会会員の皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



文京区長
成澤 廣修

新年明けましておめでとうございます。

仲田会長をはじめ公益社団法人本郷法人会の役員及び会員の皆様には、日頃より東京都の税務行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、団塊世代が全員75歳以上となる「2025年問題」による高齢化の進展や物価上昇等への対応が求められる一方で、AIを始めとするデジタル技術の社会への実装が進む等、社会経済の多様な変化に直面した年でした。

こうした中、東京都は、「2050東京戦略」をとりまとめ、高齢者への介護・就業対策や中小企業のデジタル化支援など、様々な施策を展開しております。

東京都の様々な施策の実現を支えているのが都税です。本年も文京都税事務所は、適正・公平な課税に努めてまいりますので、一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展と、新しい年が皆様のご繁栄の年になりますことを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



文京都税事務所長
倉木 淑子

新年あけましておめでとうございます。

日頃は仲田会長をはじめ法人会の皆様には税務連絡協議会を通じて大変お世話になっております。私も令和7年6月の総会において税理士会本郷支部支部長を拝命いたしましたが、過去には新設法人説明会の講師を行ったこともあります。税務相談会で相談員を担当するなど、ご縁を感じています。今後もどうぞよろしくお願ひします。

末筆となります。法人会会員の皆様のご健勝とご事業のご発展を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



東京税理士会
本郷支部支部長
宮島 譲

徳川將軍家の氏神・根津神社が守り続ける歴史と地域社会

さまざまな分野や環境で活躍する本郷法人会のメンバーを紹介。今号では由緒ある根津神社をクローズアップし、長い歴史の中で培われた御由緒や貴重な文化財、そして法人会についてお話を伺いました。

—根津神社の歴史と創建由来

日本の神社は、人々がその土地に住み始めた場所に自然と祀られてきたものが多く、根津神社も正式な創建年代は明らかになっていません。しかし、この地域に人々が住み始めた頃には、すでに信仰の場として存在していたものと考えられています。

現在の社殿が建つ場所は、甲府宰相・徳川綱重(三代将軍徳川家光の三男、六代将軍徳川家宣の父)の山手屋敷跡であり、六代将軍家宣公の生誕地でもあります。五代将軍徳川綱吉が、兄・綱重の子である家宣を世嗣として養嗣子に定めたことを機に、現在の社殿が奉建されました。宝永3年(1706年)、旧社地であった千駄木から現在地へ遷宮され、今日に至っています。

根津神社は六代将軍家宣公の氏神であったことから、その格式にふさわしい神社として、当時の江戸にあった神田明神や日枝神社と同規模の壮麗な社殿が造営されたと伝えられています。明治時代の神仏分離により、社名は旧称の「根津権現社」から「根津神社」へと改められました。そのため、境内には神仏習合時代の名残として、現在も卍の意匠を至る所で見ることができます。

—代表的な祭礼とその意義

根津神社の代表的な祭礼として挙げられるのが、



正徳4年に徳川家宣が奉納した神輿三基。
4年に一度神幸祭の際に一基ずつ公開される。

例大祭の本祭りとして4年に一度執り行われる「神幸祭」です。この祭りでは、徳川家宣公が奉納した3基の大神輿が氏子地域を巡幸します。3基の大神輿は、それぞれ根津神社の主祭神である須佐之男命(すさのおのみこと)、大山咋命(おおやまくいのみこと)、誉田別命(ほんだわけのみこと)に奉納されたものとされ、台座の幅は約1.6メートルに及びます。国内の神輿の中でも最大級とされる壯観なものです。今年は、この神幸祭が行われる節目の年にあたります。

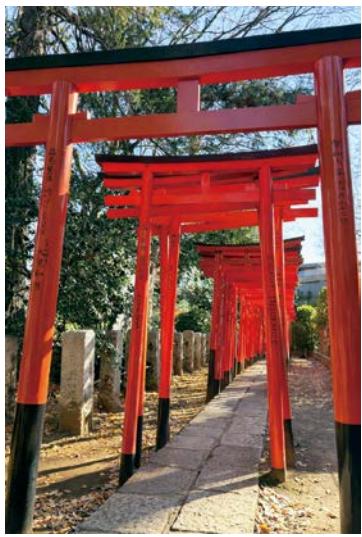
また、広く親しまれている祭礼として「つつじまつり」があります。今年で第55回を迎える予定です。祭りの期間中に公開される「つつじヶ岡(つつじ苑)」は、もともと綱重の屋敷の庭につつじが植えられていたことに始まりました。現在では、約100種・3,000株のつつじが咲き誇る名所となっています。現在のつつじヶ岡は、氏子の皆様が「神社の名物にしたい」との思いから自ら植栽を行い、育ててきたものです。その結果、今では国内のみならず海外から多くの観覧者が訪れる祭りへと成長しました。長年にわたる氏子の皆様のご支援の賜物であると、心より感謝しています。

—重要文化財と見どころ

根津神社は、宝永3年(1706年)の造営以来、戦



4月のつつじ苑。開苑中は多くの観覧者が訪れる。



乙女稻荷神社の千本鳥居

災の被害はありましたが修復され、江戸の姿のまま現存しています。本殿・幣殿・拝殿・唐門・西門・透塀・楼門が、国の重要文化財に指定されています。五代将軍徳川綱吉が奉納した拝殿・幣殿・本殿が一体となった社殿は、権現造りの典型例として高い評価を受けており、神社建築の見どころの一つです。戦時中には、投下された焼夷弾が社殿の頑丈な屋根に突き刺さって止まり、屋根こそ焼失したものの、軒下は無事であったというエピソードが残されており、当時の写真も現存しています。また、大神輿は大正時代に建てられた鉄筋コンクリート造の倉庫に保管されていたため、戦禍を免れ、現在まで大切に受け継がれています。

—森鷗外と根津神社

根津神社の氏子には、森鷗外や夏目漱石といった文豪も名を連ねていました。森鷗外は氏子として祭礼の際に奉納を行っていたと伝えられています。こうした縁から、鷗外が小説『舞姫』を執筆した時期に居住していたことで知られる「舞姫の家」



森鷗外が住居としていた舞姫の家。R7年7月に移築工事が完了した。

が、台東区池之端の旧地から根津神社の境内に移築されました。解体から竣工まで約3年の歳月を経て、令和7年7月に移築が完了しています。

また、鷗外が日露戦争の戦勝記念として奉納したロシア軍の砲弾の台座が、現在、水飲み場として転用され、碑銘に名が残されています。砲弾そのものは戦時中の金属供出により回収され無くなりました。

—地域との関わりと役割

根津神社は、地域の守り神として存在し、氏子の皆様に守られ、支えられてきました。六代將軍徳川家宣公の氏神であるという歴史に誇りを持ち、特別な存在としてご支援くださる氏子の皆様には、深く感謝しています。地域の皆様が神社を大切にしてくださっているからこそ、根津神社は今日までその姿を保ち続けてきました。今後も地域と共に歩み、信仰と文化を次世代へと伝えていきたいと考えています。

—法人会への思い

神社における氏子、法人会における会員の皆様は、ともに地域のために一丸となって活動している点に共通性を感じます。法人会の会員には経営者の方が多く、自らの会社を守りながら社会に貢献し、さらに地域の活性化や発展のために行動されている姿は大変尊いものです。本郷法人会におかれましても、今後も引き続き、地域のための活動を積極的に続けていかれることを期待しています。

根津神社

〒113-0031 東京都文京区根津1-28-9
03-3822-0753



森鷗外碑銘。森林太郎(森鷗外)の名前が刻字されている。

謹賀新年

商業向けビル・居住用マンション経営

有限公司 イイムラ



〒113-0034
東京都文京区湯島3-32-14
ブルナス湯島201
TEL:03(3831)5518
URL:<https://www.iimuraestate.com>
Mail:yu-gen@iimuraestate.com

謹賀新年

音羽印刷株式会社

代表取締役社長 土屋 勝則
取締役 土屋 みどり

〒113-0033 東京都文京区本郷1-30-8
TEL: 03 (5689) 5251 (代表)



田中 元浩

株式会社 柏屋

〒113-0033 東京都文京区本郷3-28-10
TEL 03-3814-1141 FAX 03-3814-1148

代表取締役

山中 一江
Kazue Yamanaka

有限公司金子商店

113-0023
東京都文京区向丘2-12-2 彰文居
ykazuwk9@gmail.com
携帯: 080-5017-7886
電話: 03-3823-7886



謹賀新年 2026

日本の未来のインフラのために。

小嶋電工株式会社

代表取締役 小嶋 守

〒113-0022

東京都文京区千駄木二丁目46-4
TEL 03(3822)3521 FAX 03(3822)3524



「本年もどうぞよろしくお願いいたします」

法人会福利厚生制度
事業継続力強化計画推進(AIG・大同生命等)総合保険代理店

「経営者とご家族とその緊密の為のお手伝い」
BEST SERVICE FOR BEST CLIENT !

総合保障制度推進事務所

東京都港区新橋2-20-15-505 新橋駅前ビル一号館
TEL:03-3573-7890 FAX: 03-3573-7900
<https://www.best-fp.co.jp/> MAIL:ho-jin@plala.to



クリーンエアー設備の
新設・更新・維持管理



代表取締役

富田 留美子

テック株式会社

〒113-0024 東京都文京区西片1-20-3
TEL 03(3813)1858 FAX 03(3813)1864
E-mail:tomita@tech-zone.co.jp
<http://www.tech-zone.co.jp>
携帯 090-2621-8003



謹賀新年



株式会社 TONEGAWA

代表取締役社長 利根川 英二
〒113-8521 東京都文京区湯島 1-7-11
TEL:03-3811-1111
info@tonegawa.co.jp
<https://www.tonegawa.co.jp/>

謹賀新年

給排水衛生・空調設備工事、各種リフォーム

株式会社 日管設備 代表取締役 富永光孝

113-0034 東京都文京区湯島 1-11-5
TEL 03-3812-0448 FAX 03-3818-6147
URL <https://www.nikkan-setsubi.co.jp>
E-mail info@nikkan-setsubi.co.jp

謹賀新年

シャッターだけじゃない。



文化シャッター株式会社

代表取締役会長 潮崎 敏彦

〒113-8535 東京都文京区西片 1 丁目 1 7 - 3

TEL : 03-5844-7200

[https://www.bunka-s.co.jp.](https://www.bunka-s.co.jp)



AEAJグリーンテラス
令和5年度ウッドシティTOKYOモデル建築賞 最優秀賞受賞
設計: 建研吾建築都市設計事務所 発注: 公益社団法人日本アロマ環境協会
総合建設業 株式会社 松下産業
文京区本郷 1-34-4 TEL : 03-3815-0846(営業部)

謹賀新年

創業 1919 年
親切丁寧な対応 適正価格

YAMATO AUTO INC.
大和自動車整備株式会社

代表取締役 会長 五十嵐 正樹

〒113-0024 文京区西片 1 丁目 17 番 11 号
<http://www.ymta.co.jp/>

Mercedes-Benz • TOYOTA • etc.

「本年もどうぞよろしくお願ひいたします」

看板・サイン・印刷物のことなら



有限会社ヨシムラ

代表取締役 仲田 和人

〒113-0033 文京区本郷 4-9-7-1F

TEL : 03-3813-3811 FAX : 03-3814-6503

E-mail : tsujishima@yoshimura-sigh.com



納税表彰

11月13日(木)午後3時30分から文化シヤッターBXホールにおいて令和7年度納税表彰式が開催され、次の方々が受彰の栄に浴されました。受彰された方々に心よりお慶び申し上げますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

税務署長表彰



仲田 和人 氏
(会長)

税務功労者所長感謝状



小嶋 守 氏
(常任理事・厚生組織
委員長)

財務大臣表彰



小能 大介 氏
(本郷間税会顧問・
法人会理事)

東京国税局長表彰



玉澤 靖孝 氏
(本郷納税貯蓄組合連合
会会長・法人会理事)

令和7年度 中学生の「税についての作文」受賞者 (敬称略)

★ 東京国税局長賞 (上申作品)

税金は、氷になって帰ってきた

広尾学園小石川中学校 第3学年

三浦里佳子

★ 本郷税務署長賞

ピターチョコレートの真実
税の目的

広尾学園小石川中学校
文林中学校 第3学年^{第3学年}

関谷 茉夕
王 政聖

★ 本郷納税貯蓄組合連合会 会長賞

一步の違いが教えてくれたこと
税で救われる命
未来をつくる税金
税金が作る未来への扉

郁文館中学校
郁文館中学校
文林中学校
第六中学校 第3学年^{第3学年}

望月 愛夏
原島 朱楓
江口雄一朗
石川 華

★ 文京区長賞

税金ってなんのためにあるの?

郁文館中学校 第3学年

落井 良行

★ 文京区教育委員会賞

幸せを、支え合う。

第八中学校 第3学年

山崎 灯

★ 東京都文京都税事務所長賞

税金でチャンスを広げる

文林中学校 第3学年

高木 壮也

★ 一般社団法人本郷青色申告会 会長賞

税と健康と社会参加

第六中学校 第3学年

櫃岡 真帆

★ 東京税理士会本郷支部 支部長賞

税金でつくる未来のまち

広尾学園小石川中学校 第3学年

保坂 玲果

★ 公益社団法人本郷法人会 会長賞

税のあり方を考える

広尾学園小石川中学校 第3学年

丸岡 佑歌

★ 東京商工会議所文京支部 会長賞

SDGsと税の関係

郁文館中学校 第3学年

高井 優来

★ 東京小売酒販組合本富士支部支部長賞

税について考える

郁文館中学校 第3学年

町田あおい

★ 本郷間税会 会長賞

「税」はその国の道のりを表している

文林中学校 第3学年

長野 耕太

★ 本郷彰友会 会長賞

税金が守る、当たり前の健康

本郷台中学校 第3学年

太田 紗珠

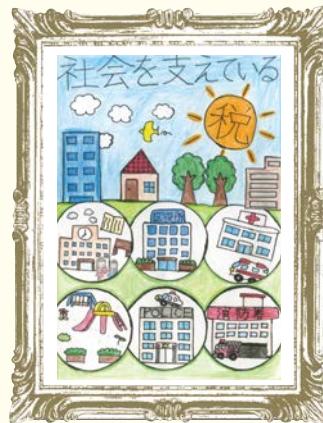
令和7年度「税に関する絵はがきコンクール」受賞作（敬称略）



本郷税務署長賞
大坪 千隼
(湯島小学校 第6学年)



文京区長賞
杉元 研太
(駕籠町小学校 第5学年)



文京区教育委員会賞
小澤 里奈
(本郷小学校 第6学年)



文京都税事務所長賞
田中 美雨音
(誠之小学校 第6学年)



本郷法人会会长賞
中山 果帆
(本郷小学校 第5学年)



本郷法人会女性部会長賞
飯塚 真己
(駕籠町小学校 第6学年)

令和7年度「税の標語」優秀賞（敬称略）

文京区教育委員会賞

「笑顔咲く 未来の種は 税にある」

駕籠町小学校

第6学年

張 曼雪

本郷署長賞

「未来咲く 税で育む 安心の街」
「納めよう 貴方の未来 つなぐ税」
「私でも 日本を支える 税金で」

千駄木小学校
第九中学校
昭和第一高校

第6学年
第2学年
第1学年

廣橋 遥
今野 雪実
潮 優真

文京区長賞

「税金は 人を支える 愛言葉」

本郷小学校

第6学年

伊藤 和奏

東京都文京都税事務所長

「税あって 行ける公園 いつの日も」

本郷小学校

第6学年

ウーガンジャルガル
アンタビレグ

本郷間税会 会長賞（優秀賞）

「この税が みんなの笑顔の 源だ」

本郷小学校

第6学年

荻原 効太

全国間税会総連合会 入選

「税を知り あなたも社会の一員に」

広尾学園小石川中学校 第3学年

小祝結衣子

東京国税局間税会連合会 入選

「消費税 身近な税から 納めよう」

昭和第一高校

第1学年

加藤 実海

令和7年度 中学生の「税についての作文」受賞作品

👑本郷税務署長賞

ビターチョコレートの真実

広尾学園小石川中学校 三学年 関谷 茉々

私の大好物はチョコレートだ。どこでも気軽に買えて、食べるとつい笑顔になってしまふ。けれどある日、ふと目にしたドキュメンタリーが、そんな私の「甘い世界」を一変させた。

ドキュメンタリーではガーナの畠で、学校ではなく、収穫に追われる子供達の姿が映っていた。私と同じくらいの年の子が、重そうな袋を引きずる姿に、思わず目をそらしたくなつた。どうして、彼らはまだ子供なのに、こんなに働くなくちゃいけないのだろうか？

番組中、ナレーションがこう告げた。「カカオ豆には高い関税がかけられている国もあります。よって、児童労働、劣悪な労働環境、貧困の連鎖へとつながっていくのです。」その言葉を聞いて、私は衝撃を受けた。関税って、ただ産業を守るだけじゃなくて、人を苦しめることもあるの？ずっと「関税とは守る制度」だと思っていたのに、そのイメージは一瞬で崩れてしまった。

そこには複雑な国際経済の仕組みと、「関税」という目に見えない壁があった。初めて知った、「関税が人を苦しめることもある」という事実。今まで税金や関税は、みんなの暮らしを支えるものだと思っていた。でも、それが誰かの犠牲の上に成り立っているのかもしれない。そんな考えが、ずっと頭から離れなくなつた。もちろん、関税そのものは悪ではない。自国の産業を守るためにある。

しかし、その制度が国際的な不均衡を生み出しているとすると、「仕方ない」で済むのだろうか？自分で自分に問い合わせても、答えはすぐには出なかつた。

最近は「フェアトレード」という言葉をよく聞く。生産者に正しい報酬を支払う仕組みだ。私が買ったチョコレートのパッケージについていた。それは、ほんの小さな一步かもしれない。でも、知った上で選ぶことは、世界を少しずつ変えていくことだと思う。

私はもう、何も考えずにチョコレートを食べることはできない。その甘さの奥に、見えない苦さを感じてしまうから。私は今日も願っている。いつか、その苦さを少しでも薄められるような制度や仕組みが、世界に広がることを。小さな気づきかもしれないけれど、その一歩が、遠い誰かの命を救うことだって、あるかもしれないのだから。

👑本郷税務署長賞

税の目的

文京区立文林中学校 三学年 王 政聖

最近ニュース番組を見ているとよく「増税」という言葉をよく聞きます。私はこの言葉を聞いたびに、「なぜ増税する必要があるのか、そもそも税金を集める理由とは何なのか」という疑問を抱いていました。この疑問を解消するために税金の目的について調べてみると、興味深いことがわかりました。

最初に、税金を集める理由を調べてみると、財政という言葉を目にしました。財政とは、国や地方公共団体が行う経済活動のことで、徴収した税金を基に国民全体の社会保障を行う働きがあることがわかりました。そこで、私はより理解を深めるために財政の働きの主な機能を調べてみました。すると、大きく三つの機能があると思いました。

一つ目は、資源の配分機能です。これは企業が行わない社会資本やインフラの整備、警察や消防などを提供することです。

二つ目は、所得の再分配機能です。これは、租税や社会保障などによって、所得の格差を是正することです。これには、年金や生活補助金などの社会保障などが当てはまります。

三つ目は、景気調整機能です。これは財政政策ともいわれていて、よく金融政策と比較されています。これには不景気の時には公共投資を増加させる働きや、減税などをして景気を刺激する役割などがあります。また、好景気の時には、公共投資の減少や増税などをして景気の過熱を防ぎ、景気を直す役割があります。

以上の三つの理由を基に考えると、最近の日本で少子高齢化が進んでいる状況が「増税」する理由ではないかと思いました。現在日本では高齢者が人口の二十九%を占めていて、出産数は七十万人を割りました。これらの数値から、世界でも類を見ないほど少子高齢化が進んでいることがわかります。そのため働くことできる世代が減り、社会保障費が増え、その分多くの税金や国債に頼らなければいけなくなりました。しかし、増税せずに国債ばかり増やしてしまうと、世の中に大量にお金が出回ってしまい、より不景気になってしまいます。それゆえ、今の日本は増税をせざるを得ないと私は思いました。

以上のことについて調べて、私は今なぜ日本では「増税」しなければならないのかを理解することができました。また、実際に税金について調べることで、今までなんとなくしか知らない税金のことを正しく理解することができました。これからも税金について積極的に学習し、将来日本の社会を支えていけるような納税者になりたいと思います。

税務署だより

tax office message

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告会場が
**上野合同庁舎から
 東京国税局1階
 に変わります！**

会場では、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます。

開設期間

令和8年2月16日(月)から3月16日(月)まで
 ※土日及び祝日を除きます。

ただし、3月1日(日)は開場します。
 ※会場開設期間中は、本郷税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。

受付・相談

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から午後5時まで

会場

東京国税局1階 (中央区築地5-3-1)



会場への入場には「オンライン事前予約」が必要です！

- ☆ 当日、会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ☆ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ☆ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。



国税庁LINE

必要なもの

- ① マイナンバーカード ※1
- ② パスワード(2種類必要です) ※2
- ③ スマートフォン
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

- ※1 マイナンバーカードには有効期限があります。
失効や有効期限切れとなっていないか確認をお願いします。
- ※2 カード発行時に、ご自身で設定したパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書（数字4桁）
 - ・ 署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）

注意事項

1月5日から2月13日に税務署での相談を希望される方は、オンライン事前予約をお願いします。

※ 当日の入場整理券の配付はありません。

※ 2月13日以前は電話による事前予約(土地、建物などの売却及び贈与税の申告・相談は除く)も受け付けておりますが、1月以降確定申告期は電話でのお問合せが大変多くなりますので、オンライン事前予約をぜひご利用ください。

ご来場の前に...

まずは自宅でe-Taxにチャレンジ！



「作成コーナー」
で検索または
こちらから⇒



(問い合わせ先) 本郷税務署個人課税第1部門 03-3811-3171

都税事務所だより

metropolitan tax office message

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

令和8年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。

令和8年2月2日（月）までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。申告には、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用になれます。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ

問合せ先：償却資産について 資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班

電子申告について eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



住宅用地の申告はお済みですか？（23区内）

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地（住宅用地）で一定の要件を満たす場合、固定資産税・都市計画税（23区内）が軽減されます。軽減を受けるためには、申告が必要です。令和8年2月2日（月）までに、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に申告してください。

問合せ先：土地が所在する区にある都税事務所の土地班

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

東京都主税局では、インターネット公売（動産、自動車、不動産等）を実施します。

【公売申込期間】

令和8年1月8日(木)13時～令和8年1月26日(月)23時

【せり売り期間（動産、自動車）】

令和8年2月2日(月)13時～令和8年2月4日(水)23時

【入札期間（不動産等）】

令和8年2月2日(月)13時～令和8年2月9日(月)13時

詳細は、東京都主税局HP又は下記問合せ先へ

問合せ先：主税局徴収部機動整理課公売班 03(5388)3027

郵送受付による公売（不動産等）のお知らせ

東京都主税局では、1月9日（金）に公売公告を行い、1月30日（金）から2月6日（金）までの間、都税の滞納により差し押された不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

詳細は、東京都主税局HP又は下記問合せ先へ

問合せ先：主税局徴収部実施分 徴収部機動整理課公売班 03(5388)3027

都税事務所実施分 徵収部徵収指導課徵収指導班 03(5388)3024

区市町村実施分 徵収部個人民税対策課 03(5388)3039

税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

1990年度と2025年度における国的一般会計歳入・歳出の比較



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 斎藤 保
株式会社IHI特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を發揮続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減債却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 債却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除可能）の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）の延長 等

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保険給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を開催し、①「健康経営」を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取組んでいます。*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

法人会とは



健康経営とは(第4回)



医療法人社団 同友会 理事長
高谷 典秀

「健康経営優良法人」の認定取得

健康経営優良法人認定制度では、規模の大きい企業等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門があります。大企業と中小企業がそれぞれの構造に合わせた認定基準で評価されるため、中小企業でも取り組みやすい仕組みとなっています。ぜひ、認定取得に挑戦してください。

健康経営優良法人「中小規模法人部門」の認定取得方法

健康経営優良法人の申請期間は、例年8月中旬～10月中旬で、翌年3月に認定されます。申請手続きは以下のとおりです。今から準備を始めましょう。

STEP1:健康宣言の実施(随時)

加入している保険者(協会けんぽの各都道府県支部、健康保険組合連合会の各都道府県連合会、国保組合等)が実施する健康宣言事業への参加が必須です。

※協会けんぽ東京支部の「健康企業宣言」では、チェックシートで現状を確認し、優先して取り組む健康テーマを決定します。その後、「応募用紙」に取組項目や必要事項を記入して、FAX送信すると、約1～2週間で「宣言の証」が送付されます。これを社内に掲示などして従業員に周知のうえ、実際に取り組みを開始してください。

参考:<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/cat070/collabo271210-1/>

STEP2:電子申請書をダウンロード(8月中旬)

初めて申請する企業は、健康経営ポータルサイト「ACTION! 健康経営」<https://kenko-keiei.jp/>で、法人名やメールアドレス等を登録します。登録後、専用サイトのURL、ID、パスワードがメールで送付されるので、そこから認定申請書をダウンロードしてください。

STEP3:取り組み状況の確認とアップロード(10月中旬)

「申請内容記載票」シートの設問に回答し、申請法人用サイトに電子データをアップロードします。

STEP4:認定申請料の振込(12月)

請求書が届きますので、期日までに認定申請料(税込16,500円)を振り込みます。

STEP5:審査・認定(翌年3月)

申請内容に基づき審査が行われ、認定委員会で審議のうえ、日本健康会議が「健康経営優良法人」として認定します。

※健康経営優良法人「大規模法人部門」の認定取得方法については、健康経営ポータルサイト「ACTION! 健康経営」をご確認ください。

健康経営優良法人の認定基準は、①経営理念(経営者の自覚)、②組織体制、③制度・施策実行、④評価・改善、⑤法令遵守・リスクマネジメントの5つのフレームワークから構成されています。

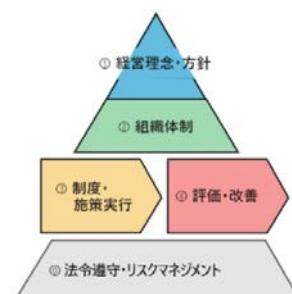
「申請内容記載票」には多数の設問(令和7年版では41問、内8問はブライト500¹⁾申請時の必須)があります。「制度・施策実行」の設問には、現状では、取り組みができていない(回答ができない)項目があるかもしれません。しかし、健康経営優良法人の認定要件²⁾では、すべての項目を満たすことは要求されていませんので、自社の状況を踏まえて、優先順位が高い項目から取り組みを始め、少しずつ制度・施策の整備に取り組んでいくのがよいでしょう。

「健康経営」は、生産年齢人口の減少や労働力不足といった社会的課題に対応し、企業価値の高めるために重要な経営戦略です。自社だけで推進するには限界がありますので、保険者、産業医などの産業保健専門職、健康診断やストレスチェックなどを提供するサービス企業と連携しながら進めてください。

1)申請内容記載票の得点の上位500位に「ブライト500」、501～1500位に「ネクストブライト1000」の冠を付与。

2)健康経営優良法人2026(中小規模法人部門)認定要件の詳細については、下記を参照してください。

https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/r7chu_ninteiyoken.pdf



健康経営優良法人の認定基準

本郷百貨店祭りに出店

10月19日(日)、本郷台中学校で開催された本郷百貨店祭りに出店し、税金クイズや食品ロスquizを実施するとともに、交通遺児育英会の募金活動も行いました。当日は多くの来場者の皆様から税金クイズにご参加いただき、募金にもご協力いただきました。誠にありがとうございました。



▲よ坊さんもいました



▲税金クイズを実施しました

「警視庁本部見学会&庁内食堂ランチ」を開催 女性部会主催

10月21日、本富士警察署秋田交通課長をはじめ3名の警察官の方々にご引率いただき「警視庁本部見学会」が開催されました。募集開始前から問い合わせがあるほどの反響で、参加枠いっぱいの40人での見学となりました。警視庁内ではリアル110番入電を受ける部署を上方から見下ろし、緊迫した状況を目の当たりにしました。資料室では、歴史上の重大事件で実際に使用された品々の展示をじっくり見学し、その後警視庁でしか購入できないお菓子などのお土産を手に、最後は職員の方が日々利用する食堂で特別に昼食を頂きました。ちょっとした緊張感と素晴らしい学びの1日となりました。ご協

力いただきました元富士警察署方々に心よりお礼申し上げます。



▲警視庁内で記念撮影

「年末調整説明会」を開催 -源泉部会-

10月27日(月)、源泉部会員向けの年末調整説明会を医科器械会館2階セミナーホールにおいて開催しました。本郷税務署法人課税第1部門の担当官から、令和7年分年末調整のしかたや法定調書の作成等、留意事項についてDVD視聴も活用しながら解説いただきました。



説明会の様子▶

令和8年度税制改正提言書を内閣府副大臣・鈴木隼人氏へ提出 -税制委員会-

10月28日(火)、内閣府副大臣・鈴木隼人氏に対し、令和8年税制改正提言に関する提言書を提出いたしました。当日は、増田副会長(税制委員会担当副会長)と五十嵐監事が出席し、提言の趣旨説明に加え、地域の取り巻く課題や税制への要望事項について意見交換を行いました。本会は引き続き、公平で健全な税制の実現を目指し建設的な提言活動を進めてまいります。



▲左:五十嵐監事 中:鈴木副大臣 右:増田副会長

「“税を考える週間”署長講演会・特別講演会」を開催

11月6日(木)、本郷税務署5階大会議室において、「税を考える週間」協賛行事の一環として「署長講演会・特別講演会」を開催いたしました。

第1部では、「お酒のはなし」と題し柳田啓市税務署長より、酒税法に関する基礎知識や興味深いエピソードなどについてご講話をいただきました。また、前任地である山形県の日本酒事情についてもご紹介いただきました。

第2部では、「食品ロス削減・ごみと資源の分け方・出し方講座」と題し、文京区資源環境部リサイクル清掃課のご担当者より、文京区

の食品ロス対策や令和7年4月から開始されたプラスチックごみの分別収集における留意点や分別方法についてお話しいただきました。



▲文京区リサイクル清掃課 担当者による講演



▲柳田署長による講演

「酒税法と日本酒セミナー」を開催

-社会貢献研修委員会-

11月20日(木)、ホテル機山館において東京小売酒販組合本富士支部及び本郷間税会との共催により「酒税法と日本酒セミナー」を開催しました。

第1講座では、神田税務署酒類指導官の山根和彦氏から「酒税法と日本酒」と題して、酒税法における酒類の分類及び定義、清酒のほかビール系飲料、ワインなど主要酒類の酒税率などについてお話しいただきました。

第2講座では、福井県の田辺酒造有限会社の代

表取締役である田邊啓朗氏から「伝統的酒造りと日本酒の魅力～福井の風土を活かした酒造り～」と題して、同酒蔵で行われている伝統的な製法の「寒仕込み」や「槽(ふね)搾り」などについて、そして福井県のお酒の特徴や魅力についてお話しいただきました。

講座終了後は、様々な種類の日本酒と同日解禁となったボジョレーヌーボーを試飲しながら懇談会を開催しました。



▲試飲会の様子



▲講師の田邊氏



▲講師の山根氏

第39回法人会全国青年の集い 山梨大会

-青年部会長 富永光孝-

本年の「全国青年の集い」は、11月20日(木)・21日(金)に山梨県甲府市で開催され、当会は、部会長と事務局長2人の“同じ年”コンビで参加してまいりました。

例年通りイベントが目白押しでしたが、部会長サミットでは、北海道から四国・九州に至る日本各地の単位会の部会長と交流を深め、部会活動や悩み事について忌憚なく話し合うことができ、大会ならではの貴重な時間となりました。

租税教育・健康経営のプレゼンテーションで拝聴した内容や、部会

長サミットでの議論を、今後の活動に生かしていくべきと思っております。



▲大会の様子



▲富永青年部会長

令和7年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞（敬称略、順不同）



藤川 真白



宮本 璃子



山村 貫咲



廣瀬 麻里恵



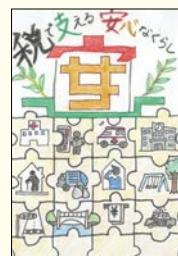
糸永 安ノ



石塚 亮汰



佐々木 玲央



末吉 七望



木下 愛菜



竹前 友梨果



钉本 佳弥



堤 ひまり



西端 実多



森谷 旬



渡邊 杏奈



鈴木 漣



高松 瑞穂



片岡 結心子



藤野 ゆき



高梨 佑那



CT、MRI、マンモグラフィ等を駆使したオプション検査も豊富にご用意しております
思いを解き、人々を健康と幸せに。
医療法人社団 同友会 春日クリニック
〒112-0002 東京都文京区小石川1-12-16 ご予約・お問い合わせ TEL 03(3816)5840

1月号 編集後記

明けましておめでとうございます。一昨年前から、表紙に法人会会員の方をクローズアップインタビューとして読者の皆様にご紹介しております。なかなか横のつながりがない中、少しでも会員の方を知っていただく機会にしていただければと取り組んでおります。掲載のご希望がございましたら、是非、事務局までご連絡いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。 鵜野真理子 記

